

第3回 埋設処分業務・評価委員会 議事録（案）

1. 日時 平成22年6月4日（金）10：50～16：40

2. 場所 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所

3. 出席者（敬称略）

（評価委員）大西（委員長）、片桐、佐藤、辰巳、田辺
（機構）大澤、原、寺沢、木原、吉岡、山口、坂本

4. 議題

- （1）挨拶
- （2）第2回埋設処分業務・評価委員会 議事録案確認等
- （3）平成21年度 埋設処分業務の実績について
- （4）その他

5. 配布資料

資料3-1 第2回埋設処分業務・評価委員会議事録（案）

資料3-2 「平成22年度の埋設処分業務に関する計画(案)の記載内容」に対する埋設処分業務・評価委員会の意見と措置対応

資料3-3 平成21年度 埋設処分業務の実績について

参考3-1 平成22年度 埋設処分業務に関する計画について

6. 議事概要

（1）埋設事業推進センター長挨拶

本日は、ご多忙にもかかわらず東海までお越しいただいて、本委員会に先立ち廃棄物処理、処分の現場（実地試験施設）もご視察いただき感謝する。

本評価委員会は年に2回程度開催し、2月は次年度の埋設処分業務計画をご審議、6月は前年度の業務実績について評価をいただくこととしている。今委員会では、平成21年度の業務実績の報告内容をもとに、当機構が計画通りに業務を遂行できたかどうか評価をお願いします。

業務実績の報告内容について頂戴したご意見は、その措置対応について経営も含めて判断し、今後の埋設処分業務に反映していきたいと考えている。

なお、前回委員会でご意見をいただいた中で、公正な立地を進めることについては「埋設施設設置に関する技術専門委員会」を設置して進めることとした。



（2）第2回埋設処分業務・評価委員会 議事録案等確認

資料3-1 及び 3-2 に基づき、事務局より前回議事録案及び「平成22年度の埋設

処分業務に関する計画(案)の記載内容」に対する埋設処分業務・評価委員会の意見と措置対応について説明し、承認を得た。

(3) 平成 21 年度 埋設処分業務の実績について

資料 3-3 に基づき、事務局より平成 21 年度の埋設処分業務の実績について説明。平成 21 年度の予算、収支計画及び資金計画については、決算確定後、委員各位にご確認いただく。主な質疑応答は以下の通り。



【委員】「概念設計等の実施」で一般的な立地条件として設定された自然環境の項目の「洪水」と水象及び水理の「河川水(流量等)」は、相反していないか。

【機構】「洪水」に関しては、立地の排除関連項目として、洪水の影響のない地域を選定することとしており、水象及び水理については、通常の状態における埋設施設への影響を評価することとしている。項目表では、例として地下水流速、河川までの距離、浸透水量のパラメータの設定を示している。

【委員】「概念設計等の実施」で示された関連法令の図は、埋設事業に多くの法律が関連することがわかりやすく示された良い資料である。それぞれの法律の埋設事業への関わるの程度に違いはあるのか。各法令を囲む点線の枠、法令を繋ぐ点線の矢印の意味がわかるようにした方が良い。

また、各法律を所管する省庁がわかるようにしてもらいたい。

同点線枠内の「RI 法に準じるものとして想定」とは、どういう意味か。

【機構】原子炉等規制法、放射線障害防止法(RI 法)においては、埋設処分に係る技術基準等に関する規則等がほぼ整備されているが、点線の枠で囲まれている医療法等の法律においては、これらの規則等が未整備である。

放射性廃棄物は、その発生場所、態様等により規制の対象となる法令が異なるが、点線枠で囲った医療法等の法律では、従来 RI 法の規定に準拠して関連規則等が整備されてきた経緯がある。埋設処分に係る規定についても同様に RI 法関連規則等に準拠するものとなることを想定している。

資料は、ご指摘の点を踏まえて手直ししたい。

【委員】それら医療法等の法令に埋設処分の規定が整備される見通しはあるのか。現在は、どのような段階か。

図中の各法律名称の下に規則等の条項は、本事業とどのような関係があるのか。

【機構】これらの法令を改正する具体的な検討は各省庁で行われる予定であり、すでに各省庁間の連絡調整も行われている。埋設処分に係る規制の整備状況や、複数の法令にまたがる廃棄物の規制の課題など、各省庁間での認識共有は十分なされていると承知している。現在の各省庁での検討状況については、機構は規制を受ける側なので申し上げる立場にないが、事業実施に間に合うように適切に整備が行われるものと期待している。

原子炉等規制法及び RI 法については、埋設処分の規定が整備されているので、該当する規則及び告示を記載している。なお、医療法等については、埋設処分に関する規定がないため、廃棄物の処理に関する条項を示している。

【委員】 未整備を意味する点線枠内に条項が記載されていると、法令に既に規定されていると誤解される可能性がある。埋設処分の規定が定められた法令と未整備の法令が判るような並びで記載した方が良い。また、背景の円によって、各法令が相関しているようにも見える。

【機構】 本図に関していただいたご意見を反映して、資料を修正することとしたい。修正の履歴を明確にするため、委員のご意見は議事録に記録し、ご意見を反映して修正した資料は、ご確認いただいた上で本日の資料との関連がわかるようにして公開することとしたい。資料の公開の仕方は、検討させていただきたい。

【委員】 立地事例のうち、英国の処分場立地は決まったのか。

英国の PPP(Public Private Partnership: 公共サービスの民間解放)は、注目を浴びている。住民参加という形態で協調的に事業を行う方法は、時間はかかるが関係者のコンセンサスを得ながら進められるので、参考にできる部分があれば見ておいた方が良い。

【機構】 英国については、依然、立地活動中である。

今後も動向を注視していく。立地基準や立地手順等を検討する委員会においても、このような情報を提供して、ご議論をいただきたいと考えている。

【委員】 「廃棄物発生状況等の調査」について、何件程度の調査を考えているのか。発生事業者数は把握しているのか。

最初に三菱マテリアルを訪問したのは、何か理由があるのか。調査の実施期間は H22 年度までなのか、それ以降も継続的に実施するのか。

【機構】 可能な範囲で、多くの事業者について調査を実施できるよう努力していきたい。

物量調査実施時点で、委託意思を有する発生事業者数としては、約 80 と把握している。

廃棄物調査については、事業者の中でも廃棄物の保管量が比較的多いことから、三菱マテリアルを最初の調査実施先とした。また、今後の調査対象となる事業者に調査内容等をご理解いただくため、三菱マテリアルの了解を得て、調査結果を具体的に記載している。

廃棄物調査は、輸送・処理の調整等を目的としており、H22 年度以降も輸送・処理に関する調整が進み、その体系が整備されるまで継続して実施することになると考える。

【委員】 JAEA ホームページへのアクセス数が月平均 1200 万件とは多い。ページビューを数えているのか。ページビューでは、ページ表示毎にアクセス数に反映されるので、ビジット(訪問者数)も調べた方が良い。可能ならば JAEA ホームページのアクセス数から埋設センターへの移動アクセス数は調べられるのか。

【機構】 ヒット数で数えている。



埋設センターへの移動アクセス数については、現行の管理上、調べるのは難しいと考えられる。ホームページのアクセス件数は、当面継続して集計する。また、集計結果は、事業の様々なタイミングにおけるアクセス件数の変動を見て、注目度等の状況把握に使っていききたい。

(5) 平成 21 年度 埋設処分業務の評価

「平成 21 年度の埋設処分業務は概ね計画どおり進んでいる」と総括された。

(6) その他

次回委員会の開催は、2 月を予定している。

以上